

平成15年6月定例会会議録

1 日時

平成15年6月19日(木) 開会 午後2時00分

閉会 午後2時55分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 高木 恒雄

委員長職務代理者 村瀬 光一

委員 砂田 清子

委員 数野 美つ子

教育長 落合 護

4 出席職員

教育次長 高崎 哲郎

管理部長 平川 道雄

学校教育部長 坂口 和治

生涯学習部長 石井 英一

生涯学習部次長 阿部 忠弘

管理部参事兼総務課長 瀬上 清司

管理部参事兼財務課長 松本 秀男

学校教育部参事兼学務課長 加藤 嘉美

学校教育部参事兼総合教育センター所長 島 聰

生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修

生涯学習部参事兼中央図書館長 方波見 光彦

施設課長 木村 和弘

指導課長 西崎 勝則

保健体育課長 山岸 信和

社会教育課長 河野辺 則夫

文化課長 市原 悟

青少年課長 福地 幹夫

視聴覚センター所長 柴田 克夫

青少年センター所長 加藤 廣行

5 議題等

議案第26号 平成16年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について

議案第27号 船橋市学区審議会委員の委嘱について

議案第28号 平成15年度教科用図書ふなばし採択地区協議会規約について

議案第29号 船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第30号 船橋市図書館協議会委員の委嘱について

議案第31号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

教育長専決事項報告

- (1) 船橋市総合教育センター運営委員会委員の委嘱について
- (2) 船橋市視聴覚センター運営委員会委員の委嘱について
- (3) 船橋市青少年補導委員の委嘱について

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後3時30分

ただいまから教育委員会6月定例会を開催いたします。

前回の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。いかがでしょうか。

【全委員】

承認します。

【委員長】

今回の教育委員会定例会の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました遵守事項をよく守っていただき傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第27号、第28号、第29号、第30号、第31号は人事に関する案件であり、また教科書採択に関する案件ですので、審議は非公開したいと思います。教科書採択案件に関する非公開について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

教科書採択の関係につきましては、文部科学省の指導によりまして、8月31日までの

間につきましては、教科書採択に関する案件はすべて非公開という指示がございます。

以上でございます。

【委員長】

以上の説明がございました。

では、議案第27号、第28号、第29号、第30号、第31号に関しては非公開ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

では、議案第27号、第28号、第29号、第30号、第31号は船橋市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により、審議は非公開といたします。

それでは、議事に入ります。

議案第26号「平成16年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」学務課、説明願います。

【学務課長】

議案第26号「平成16年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」ご説明申し上げます。

平成16年度の船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項の決定につきましては、船橋市立高等学校管理規則第24条及び船橋市教育委員会組織規則第3条第14項の規定により、教育委員会会議で議決を得る必要がございます。また、選抜要項の一部につきましては、6月30日までに千葉県教育委員会に報告することとなりますので、本日の教育委員会会議におきましてご審議をお願いするところでございます。

まず、昨年度との変更点でございますが、期日等の変更と、次に挙げる2点がございます。

まず1点は、要項2ページの2志願者の資格及び志願要件等の(1)の二商業科の志願要件のア及びイの部分でございます。昨年度のアの要件は、「服装みだしなみを含め基本的な生活習慣がしっかりと身につけていること」という要件でございました。本年度は、「人物に優れており、基本的な生活習慣がしっかりと身につけていること」、それから、イの要件でございますが、昨年度は、「商業教育に興味を持ち、しっかりとした学習意欲のあること」となっておりますが、本年度につきましては、「商業に関する事柄に興味を持ち、積極的な勉学意欲を有していること」ということに変更いたしました。この変更につきましては、学校として求める生徒像を明示いたしまして、受験生に商業科の特色をよく理解してもらうという内容で変更したものでございます。

2点目は要項3ページでございます。検査等の内容の(3)の体育科の適性検査ⅡのKの検査名称の変更でございます。昨年度の場合は「基礎的運動」というふうになっておりましたが、この「基礎的運動」を「その他(基礎的運動等)」と改めました。この変更は、

AからJの種目以外を選択する生徒はKの検査で受験するため、その趣旨を明確にしようとしたものでございます。

具体的な変更点は、以上2点でございます。

次に、選抜要項に沿って若干ご説明を申し上げたいと思います。

まず、1ページの第1募集定員、第2出願は、船橋市立高等学校管理規則及び教育委員会規則等によって定められた内容でございます。

第3特色ある入学者選抜でございますが、まず、選抜枠は普通科、商業科、体育科ともに上限枠の50%でございます。これは、昨年度、意欲ある生徒が大変多く応募いたしまして、倍率も普通科が2.01倍、商業科が3.35倍。商業科の課程をとっている学校では県内トップということでございました。体育が1.40倍でございまして、本年度も同様の状況が考えられますことから、学力検査で入学した生徒に比べて、中学校時代の評定値平均が大幅に上回るということなどから、目的意識の高い優秀な生徒が確保できるということの理由から50%枠をとったものでございます。

次に、2ページの志願者の資格及び志願要件等ですが、各科の特色を明示するものとして設定いたしております。

続きまして、3ページの第4、海外帰国子女の特別入学者選抜でございます。これは普通科を対象に、志願資格に合致した受験生が応募した場合のみ実施いたします。

続きまして、4ページ第5、中国等引揚者子女の特別入学者選抜ですが、これは全科を対象に、志願資格に合致した受験生が応募した場合のみ実施いたします。昨年度は、海外も中国等引揚も応募はゼロでございます。

続きまして、5ページの第6でございますが、学力検査等による入学者選抜ですが、1ページから7ページの5まではごらんのとおりでございます。市立船橋高校の学校独自の設定となるのは7ページの6でございます。6の(2)第2日目の検査内容について、普通科、商業科は面接が入ります。体育科につきましては適性検査が入ります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【委員長】

ご質問、ご意見ございますか。

1つだけ私から。50%枠にしたのはいつからですか。

【学務課長】

普通科の50%は本年15年度からでございます。昨年度までは40%枠でやりました。普通科の推選入学は平成9年度から行っております。商業科については昭和62年度から行いまして、体育科については昭和58年度からという推選枠がございます。

以上でございます。

【委員】

この選抜枠で入ってくる生徒さんたちは、いわゆるテストで比較的優秀な成績であるというようなとらえ方をしてよろしいでしょうか。

【学務課長】

はい。そのようにとらえていただいて結構です。

【委員】

もう1つ、4ページの5番の中国等引揚者子女の特別入学者選抜ということで、こういうふうに受け皿を用意しているのですけれども、昨年度はゼロだということで、本年度の見通しとかがもしあるのでしたらお聞かせ願いたいのと、応募がゼロということは、もう少し積極的にお知らせする努力をすればよろしいのかどうか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【学務課長】

先ほど申し上げましたように、中国等の引き揚げについては、昨年度の応募がなかったわけでございます。これまでにどの程度の生徒が入学しているかという資料を持ち合わせていないのですけれども、何名かいたことは確かだと伺っております。ただ、これにつきましては、ここの志願要件がございますから、以前のように中国等からの引き揚げが一般に多かったときとはまた違いまして、最近につきましては、この志願要件に合致しない部分が多くなったのかなということも原因としては考えられると思います。

【委員】

子供たちが選抜を受けるのには、中学校の校長先生からの推選で選抜を受けられるのですか、個人の意思というか、校長先生の推選がないと選抜試験、面接は受けられないんですか。それとも個人的に、自分がここへ行きたいからと、校長先生の許可さえもらえば受けられるんですか。

【学務課長】

特色ある選抜の方でございますね。これは本人の希望でございます。

【委員】

本人の希望が重視されるというのは、最近の変更でそのようになっているのですね。

【学務課長】

これまでは推選入学という制度だったわけですが、昨年度から特色ある選抜というふうになりました。ですから、当然、昨年度から、本人の希望を持って受験する。

【教育長】

今までは校長先生が、この子は推薦に値するということで推薦して受けたんですが、まさに特色あるということで、今度は自分で、私はこういう特色があるから、この学校に行きたいというようなことで、自分で自分を推薦するという形に変わったために、自分で希望ができるというふうになったんですね。

それから、先ほど出た帰国子女だとか中国の引揚者も推薦したらどうかということ、これは公立高校として県立と一緒に市立も新聞で全部発表いたします。ですから、皆さんもお気づきになったと思うんですけど、こういう枠がこれだけあるということを各学校別に新聞に全部出ますので、見ていただければわかるというふうを考えます。

【委員】

一番最後にお聞きしようと思ったんですが、3ページ、4ページに海外帰国子女の、この「子女」という文言、これはあとで質問しますので、よろしくお願いします。

【委員】

7ページの2日目の検査の内容、「面接、『体育科』は適性検査とする」とありますが、面接は、具体的にはどのような方が、どのような形で、何分ぐらいするのですか。

【学務課長】

検査の内容の中の面接でございますけれども、普通科の場合は自己表現ということで、自分がテーマを持って自分を表現いたします。これは商業科の自己表現検査も同じですが、これについて、個人面接形式で5分間程度。検査官は3名の教員というふうになります。商業科の方もそういう形で行っております。普通科の方の面接でございますけれども、これにつきましては、学力検査の方の面接は集団面接です。5人1組で30分程度実施いたしまして、検査官は3名でございます。

【委員長】

昨年度から変わったわけですし、15年度は生徒もまだ何カ月かで、数年間の経過を見ていかないと成功かどうかわからないということですが、まず今回の改正案は、字句の訂正等、小さなことですので、この要項そのものについては別に問題はなく、見守っていきなという感じがいたしますが、この議案第26号については、原案どおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

では、議案第26号は原案どおり可決するものといたします。

それでは、続きまして議案第27号の審議に入る前に、教育長専決事項報告を先に説明させていただきます。

では、教育長専決事項報告「船橋市総合教育センター運営委員会委員の委嘱について」総合教育センター、説明願います。

【総合教育センター所長】

平成15年度船橋市総合教育センター運営委員会委員の委嘱について報告させていただきます。

本年の4月1日より、船橋市が中核市となりました。中核市となると、研修が県から船橋市に移譲されます。そのため、総合教育センターとしての役割も大変重要になってまいりました。そこで、多くの方々、そして広くいろいろなの方々よりセンターの運営についてご意見をいただくように考えました。そこで、船橋市総合教育センター運営委員会規則を改正いたしまして、ここの表にございますように、10名の方々に運営委員をお願いし、センターの運営がスムーズにいくようにということで、新しく委員に委嘱させていただきます。

ました。

特に昨年度までは学識経験者、あるいは社会教育団体の方々の委員がおりませんでした
が、今年度よりその方々にも入っていただくようにいたしました。

以上でございます。

【委員長】

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、続きまして、「船橋市視聴覚センター運営委員会委員の委嘱について」視聴覚セン
ター、説明をお願いします。

【視聴覚センター長】

船橋市視聴覚センター運営委員の委嘱につきましては、お手元の記載されております1
0名の方に、本年度お願いいたしました。なお、前回の教育委員会の席で規則の改正等に
伴いまして社会教育関係団体の方から2名ほど、前年度と違った委員をお願いしている
というものでございます。

以上、ご報告いたします。

【委員長】

何かご意見、ご質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、「船橋市青少年補導委員の委嘱について」青少年センター、説明願います。

【青少年センター所長】

それでは、船橋市青少年補導委員の委嘱についてご報告を申し上げます。

青少年補導委員椎木啓介ほか147名が、平成15年5月31日をもって任期満了とな
りましたので、青少年センター条例第9条第1項の規定に基づきまして、別表にございま
すように増戸隆之ほか149名を委嘱したものでございます。任期は2年間で、平成17
年5月31日まででございます。

以上でございます。

【委員長】

何かご意見、ご質問ございますか。

青少年センターの補導に対する何か質問、ご意見ございませんか。非常に大変なお仕事
の当事者ということでありますけれども、今の社会情勢の変化というか、非常に環境が悪
い中で、子供たちが悪に走らないように未然に防ぐという、まさに危険も伴うようなお仕
事をされております。何かご意見、ご質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号、第28号、第29号、第30号、第31号について審議いたしますので、傍聴の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

議案第27号「船橋市学区審議会委員の委嘱について」学務課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第28号「平成15年度教科用図書船橋採択地区協議会規約の承認について」指導課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第29号「船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について」社会教育課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第30号「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」中央図書館長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第31号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」青少年センター長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

本日、予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。各委員より何かございますか。

【委員】

これは議題そのものよりも文言の話なんですけれども、第26条の3ページ、4ページ、第4に海外帰国子女の特別入学者選抜、第5に中国等引揚者子女云々と、この「子女」という言葉は、私は女子供という非常に軽蔑的な印象があるんですけれども、ここでの「子女」というのはどういう定義で使っておられるのでしょうか。

私はけさ文部科学省に聞いたら、文部科学省の方も子女という言葉を使っているんですね。調査課が毎年こういう「文部科学統計要覧」というのを出して、いろんな表を出していますよね。これと同じ表現を使っておられて、やっぱり同じようにおっしゃったことは、子女という「子」は息子の意味だそうです。「女」は娘という意味だそうです。これはどこ

から来たからいうと、漢語から来たもので、これは法律用語の中に、子女を保護育成しなければいけない何かという文言があるんだそうですね。それを使っているものというような話があったんです。ところが、この文部科学省のいろんな統計の中には、やっぱり帰国子女で小学校、中学校、高等学校何名と年度ごとに書いてあるんです。ほかの表はすべて「児童または生徒」、それから「児童・生徒」と書いているんですけども、なぜかここだけは帰国子女というものを使っていて、これをどうしても使わなきゃいけないんですかと言ったら、そうでもないけど、習慣だよということをおっしゃっていました。

【教育長】

習慣的というよりは、規則だとか予算の組み立ての項目だとか、公共的に使われているものを直さない限りは直らない。変えづらいということがあるんでしょうね。

【委員】

でも、抵抗を感じているということなんですよ。

【委員長】

これは船橋だけ変えるわけにいかないんですね。

【委員】

でも、船橋市の入学者選抜要項ではありますが、ここを言い換えるということは、法的にできないということなんですか。

【管理部長】

基本的にこういう枠を定めていいというのは、法律上、枠をつくっていいよということになっていますので、その名前を使わないとできにくいという部分はあろうかと思います。

【委員】

この子女に相当する人が、この文章の内容としては児童生徒ですよ。

【学務課長】

今現在、学校では言葉としては、海外帰国児童生徒という言葉を使っている。ただ、法律用語としては子女というのが、実際まだ生きていますので、今の学校教育法でも子女を使っていますものですから、こういう要項とかについては児童生徒というところまではまだいってない。海外帰国子女という言葉を使っている。

【委員】

余り使いたくないですね。1人で考えておりましたので、ちょっとご意見をお伺いしたかったです。

【管理部長】

基本的に、特定の者を法律で定めていますから、その法律の用語を使わないと特定の者が定められないということなんですよ。要するに、対象を限定していますので、この用語でなければならないということだろうと思います。

【委員】

1つの用語。

【管理部長】

そうです。特定の者を指す用語になっているんですね。

【委員】

わかりました。

【委員長】

それでは、よろしゅうございますか。

ほかにどなたかございますか。

なければ、教育委員会の6月定例会を閉会いたします。

【委員長】

閉 会 宣 言 午後2時55分